

我孫子市水道局の所管に係る我孫子市公契約条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、我孫子市水道局に係る我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約)

**第3条** 条例第5条第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第3号に規定する随意契約を除くものとする。

- (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 施設、施設の設備又は機器の運転又は保守点検その他の維持管理に関する契約
- (3) 剪(せん)定枝木、雑草等又は資源物の処分に関する契約
- (4) 窓口業務に関する契約
- (5) 市所有車両の運転又は運行管理に関する契約

2 条例第5条第3号の水道事業管理者が必要と認めるものは、指定管理料が2,000万円以上の公の施設の指定管理協定とする。

(台帳の作成及び報告)

**第4条** 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の件名
- (2) 公契約の履行場所及び履行期間
- (3) 賃金等の支払日
- (4) 賃金等の支払算定期間
- (5) 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び事務所の所在地）並びに担当者の氏名及び連絡先
- (6) 労働者等の氏名（条例第8条第1項後段の規定の適用を受ける場合にあっては、任意の記号等）及び従事する職種
- (7) 労働日数及び労働時間数
- (8) 前号のうち公契約の対象となる工事又は業務に従事した労働時間数

(9) 基本給及び手当等

(10) 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者が必要があると認める事項

2 条例第8条第1項の規則で定める期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。ただし、第1回の指定期日が履行期間の末日以降である場合は、最終回の指定期日に履行期間全体の報告をするものとする。

(1) 単年度契約（履行期間が水道局における一の事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。次号において同じ。）内の契約をいう。）

	対象月	指定期日
第1回	履行開始日の属する月（以下「開始月」という。）	開始月の翌々の10日まで
第2回	開始月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々の10日まで。ただし、履行期間が6か月以内の契約については、報告を不要とする。
最終回	中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで。ただし、履行期間が6か月以内の契約については、開始月の翌月から期限月まで	期限月の翌々の10日まで

(2) 複数年度契約（履行期間が水道局における複数の事業年度にわたる契約をいう。）

	対象月	指定期日
第1回	開始月	開始月の翌々の10日まで
第2回以降	前回の報告における対象月の翌月からその月の属する年度の3月まで	報告の対象となる年度の翌年度の5月10日まで
最終回	前回の報告における対象月の翌月から期限月まで	期限月の翌々の10日まで

3 条例第8条第1項の規定による報告は、工事又は製造の請負契約については我孫子市水道局労働者に対する賃金等支払報告書（工事又は製造の請負の契約）（様式第1号）により、工事又は製造の請負契約以外の請負契約及び指定管理協定については我孫子市水道局労働者に対する賃金等支払報告書（委託又は指定管理協定）（様式第2号）によるものとする。

4 条例第8条第2項の規則で定める申出は、我孫子市水道局公契約に係る賃金等支払報告申出書

兼誓約書（様式第3号。次項において「申出書」という。）を作成の上、受注者を経て市長等に提出するものとする。

- 5 受注者は、受注関係者から申出書の提出があったときは、受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書（様式第4号）に、当該申出書を添付して、水道事業管理者に提出するものとする。

（立入検査をする職員の証明書）

**第5条** 条例第11条第3項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第5号）とする。

（公表）

**第6条** 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる事項について我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示並びに市広報及び市ホームページに掲載することにより行う。

- （1） 公契約の件名及び締結年月日
- （2） 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び事務所の所在地）
- （3） 公契約の解除等をした場合は、その年月日及び理由
- （4） 公契約の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（補則）

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年6月7日水道局規則第1号）

この規則は、令和3年6月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）